

令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審査会及び
令和3年度第1回行政不服審査会 会議録

1. 日 時 令和3年8月3日（火）午後2時10分～2時35分

2. 場 所 名張市役所 2階 庁議室

3. 出席者 委員 木村 那津子
同 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
(辻 陽 委員 欠席)

4. 会長の選任及び会長職務代理者の指名

会長 辻 陽
会長職務代理 木村 那津子

5. 審議事項

5-1 公文書不存在決定について（名張市長）

6. 審議内容

6-1 公文書不存在決定について

(1) 実施機関からの説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が名張市情報公開条例に基づき行った令和3年2月8日付けの公文書公開請求に対し、名張市が行った令和3年2月26日付け名課第2370号の公文書不存在決定の取り消しを求めるものである。

請求内容は、平名張市のゾーニング範囲に誤りがあるものとした場合における、評価替え支援事業者からの①誤り、②修正に関する説明資料、③修正資料である。一般社団法人資産評価システム研究センターがホームページ上で公開している全国地価マップ等の状況類似地域等の境界表示の誤りを修正する際には、当市の指示により評価替え支援事業者がデータを作成するが、当該データは名張市が所持しない専門ソフトにおいてのみ閲覧できるものであることから、修正データは当該事業者から研究センターへ直接送付することとしている。このことから、当市は審査請求人が公開を求める公文書を保有していないため、不存在決定を行った。

このことに対し審査請求人は、修正は評価額に大きく影響するにも関わらず、名張市はその修正を評価替え支援事業者に丸投げであり、当該事業者の誤りを市の記録から削除する理由、誤りの内容や修正の内容、名張市が当該事業者に指示した記録を残さない理由が理解できないと主張しており、状況類似地域等とゾーニングの範囲の異なる箇所を整理し、どちらを優先しているのかを整理し、開示することを求めている。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審議を行った。

- ア 審査請求人の主張の趣旨は、不存在決定に対する不服ではなく、状況類似地域等とゾーニングの範囲の不一致に対する不服と見受けられる。当審査会は公文書の公開非公開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たないため、本件審査請求は条例の主旨に沿わない
- イ 修正データが名張市を介在せず、評価替え支援事業者と研究センターの間を直接行き来するものであるならば、名張市は修正データを保有していないため、不存在決定は妥当である。
- ウ 審査請求人は口頭意見陳述の機会の付与を希望しているが、現に保有しない文書については不存在決定を行うしかないため、口頭意見陳述は必要ないと認める。

以上の質疑を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第53号)